

# 防災公共推進計画書

～東通村～

令和7年度

青 森 県

# 防災公共推進計画の更新ポイント

今回の防災公共推進計画の更新ポイントを、下記の4項目（津波浸水想定区域に該当しない市町村は3項目）に重点を置き、各市町村の防災公共推進計画について再検討ならびに更新を行ったものである。

## ①地震・津波災害

将来起こりうる最大クラスの地震・津波（太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震、内陸直下型地震）を想定した新たな津波浸水想定区域を基に、従前の津波浸水想定区域から区域が拡大した地区に対して、対象市町村から現状を確認し、避難場所、避難目標地点、避難限界範囲、避難経路等の再検討に重点を置き、更新を行った。

## ②風水害

国・県管理河川のうち、洪水予報河川及び水位周知河川における従前の洪水浸水想定区域から区域が拡大した地区に対して、対象市町村から現状を確認し、避難場所、避難経路等の再検討に重点を置き、更新を行った。

## ③危険箇所

県で指定している危険箇所（河川砂防危険箇所、林政危険地区、道路防災点検、橋梁危険箇所）は道路を保全対象としている危険箇所が多く、かつ各地に点在していることから、避難経路を確保する観点で現時点の危険箇所及び市町村の施策の整備状況を確認し、孤立の恐れのある集落の解消に重点を置き、更新を行った。

## ④市町村へのヒアリング

令和3年及び令和4年に本県で発生した大雨災害や令和6年1月に発生した能登半島地震等、近年発生した災害を踏まえ、各市町村における災害時の実体験や被災当時の課題等をヒアリングし、その内容を基に避難場所、避難目標地点、避難限界範囲、避難経路等の再検討に重点を置き、更新を行った。

※津波浸水想定区域に該当する市町村は①～④すべてが該当となり、それ以外の市町村は②、③、④が該当する。



図-1 青森県沿岸区分図

表-1 津波の水位・影響開始時間等一覧表

市町村	海岸線の最大津波高 (m)	代表地点					市町村庁舎等の浸水深	
		影響開始時間	第一波到達時間	最大波		代表地点数		
				到達時間	津波水位			
階上町	21.5	12分	32分	44分	17.7	4		
八戸市	26.1	6分	32分	183分	21.0	12		
おいらせ町	24.0	13分	35分	51分	21.1	5		
三沢市	17.1	11分	28分	50分	14.7	11		
六ヶ所村	12.7	3分	20分	23分	8.7	8	村役場：0.5m	
東通村	15.7	3分	19分	33分	10.8	9		
風間浦村	11.5	2分	32分	34分	8.5	7	村役場：7.0m	
大間町	10.7	5分	17分	37分	9.0	4		
佐井村	6.5	5分	10分	204分	4.6	7		
むつ市	陸奥湾	5.4	2分	9分	159分	3.9	20	
	津軽海峡	13.4	4分	31分	37分	10.6	6	
横浜町	5.1	4分	140分	141分	3.6	3		
野辺地町	4.5	10分	41分	161分	3.5	5		
平内町	4.8	3分	10分	107分	4.0	13		
青森市	5.4	0分	2分	97分	4.8	12	県庁：1.9m 市役所：1.4m	
蓬田村	4.4	0分	1分	101分	3.7	5	村役場：2.7m	
外ヶ浜町	陸奥湾	4.9	0分	0分	196分	3.5	7	
	津軽海峡	9.7	2分	20分	211分	5.5	13	
今別町	6.6	2分	29分	213分	5.6	7		
中泊町	22.6	3分	18分	22分	10.4	5		
五所川原市	10.8	10分	18分	19分	7.4	3		
つがる市	11.4	16分	18分	24分	8.9	2		
鱒ヶ沢町	12.1	12分	15分	21分	10.5	5		
深浦町	21.7	3分	6分	11分	12.5	20	町役場：5.9m	

# 防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 更新内容概要版

## 1.更新目的

従前の防災公共推進計画に対して、各市町村との協議及び最新の危険箇所情報により現状確認した結果を基に、防災公共推進計画を更新し、地区内における危険箇所等を共有するものである。

## 2.確認項目

整理番号	確認項目	更新要否	備考
1	地形図	○	
2	危険箇所	○	
3	津波浸水想定区域	○	
4	洪水浸水想定区域	○	国管理河川、県管理洪水予報河川、水位周知河川
5	孤立集落	—	孤立する恐れのある集落
6	防災拠点	—	災害時に防災活動の拠点となる施設
7	ヘリ離着陸可能場所	○	孤立した際の物資の輸送手段
8	避難場所	○	R4国土地理院 指定緊急避難場所、防災マップ避難所リスト
9	避難目標地点	○	津波浸水想定区域外の避難の目標とする地点
10	避難限界範囲	○	津波影響開始時間を基に計算して出した避難可能範囲
11	避難経路	○	人家→避難目標地点→避難場所→防災拠点

## 3.更新内容

整理番号	更新内容	更新前	更新後
1	地形図	青森県防災地形図2,500	国土地理院 電子地形図
2	危険箇所	H23河川砂防、林政、道路、橋梁危険箇所	R4河川砂防、林政、道路、橋梁危険箇所
3	津波浸水想定区域	青森県 平成25年1月公表	青森県 令和3年5月公表
4	洪水浸水想定区域	青森県 平成25年公表	青森県 平成30年10月公表
7	ヘリ離着陸可能場所	H25ワーキングにて設定	R5市町村協議を基に再設定
8	避難場所	地域防災計画 指定避難場所	国土地理院 指定緊急避難場所
9	避難目標地点	H25ワーキングにて設定	R5市町村協議を基に再設定
10	避難限界範囲	H25ワーキングにて設定	R5市町村協議を基に再設定
11	避難経路	H25ワーキングにて設定	R5市町村協議を基に再設定

## 4.津波設定条件・施策の取組状況・追加検討地区等

項目	検討結果
津波設定条件	4地区を津波影響開始時間、1地区を第一波到達時間、5地区を津波影響開始時間と第一波到達時間で設定
施策の取組状況	県の危険箇所15箇所事業完了、3箇所事業中、町の施策12箇所事業完了、3箇所事業中
追加検討地区	追加検討地区なし
新たな取組	特になし
その他	特になし

## 5.更新後の孤立する恐れのある集落数（地区数）

更新前孤立集落数		更新後孤立集落数		孤立解消集落数		孤立解消集落名(地区名)		備考
地震時	大雨時	地震時	大雨時	地震時	大雨時	地震時	大雨時	
4地区	10地区	4地区	10地区	0地区	0地区	なし	なし	検討地区 全24地区

## 6.今後の取組について

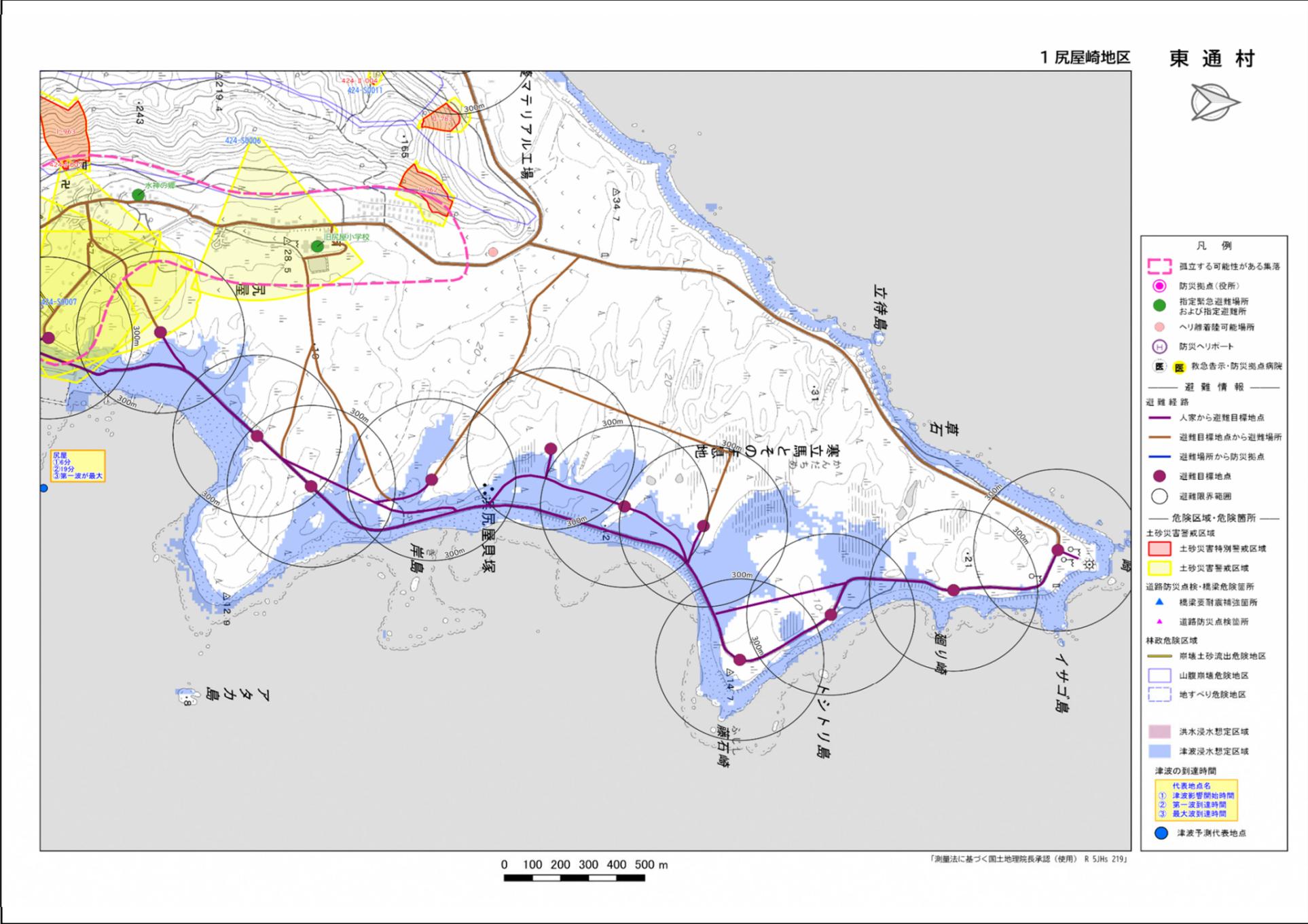
項目	内容
防災公共推進計画	おおむね5年毎の防災公共推進計画更新
土砂災害警戒区域	新規抽出箇所による避難場所・避難目標地点・避難経路の再検討
洪水浸水想定区域	その他河川の洪水浸水想定区域による避難場所・避難目標地点・避難経路の再検討
短期・中期的施策	施策の取組状況確認及び施策の再設定





防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】①尻屋崎地区（津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
—	—	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
旧尻屋小学校	②尻屋地区	指定避難所
水神の郷	②尻屋地区	指定避難所
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
—	—	—

3.避難経路の確保

・隣接する地区の旧尻屋小学校、水神の郷への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
—	—	—	—	—

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

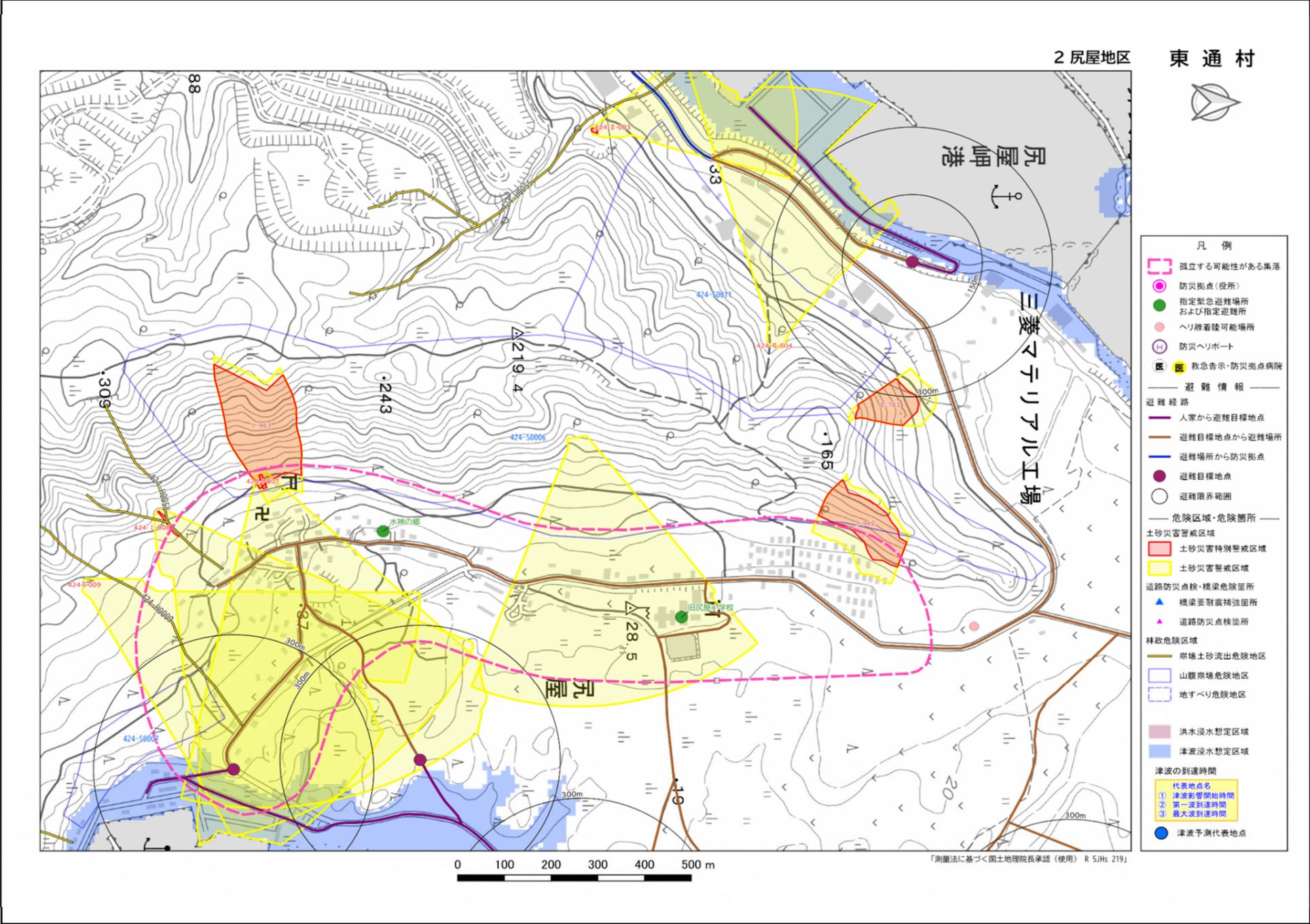
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
①尻屋崎地区 (津波浸水)	検討前	・避難目標地点は6箇所。 (2箇所は浸水区域内のため再検討が必要)	・避難限界範囲は津波影響開始時間の200m、第一波到達時間の400m。 (津波影響開始時間が8分から6分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は1箇所指定されており、安全。 (浸水区域拡大による避難場所の検討が必要)	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内にあるヘリポート1箇所利用可能。	/	/
	検討後	・避難目標地点は10箇所。 ・浸水区域内にある目標地点2箇所を移動し、4箇所追加した。	・避難限界範囲は津波影響開始時間で150m、第一波到達時間で300mの2種類で再設定した。 ・第一波到達時間を採用すれば避難限界範囲はカバーできる。	・避難場所は旧尻屋小学校、水神の郷の2箇所に設定した。	・隣接する地区の旧尻屋小学校、水神の郷への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・放牧地のヘリポートを利用する。		

4.物資の輸送手段の確保

・地区内の放牧地はヘリ離着陸可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ②尻屋地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
旧尻屋小学校	指定避難所	
水神の郷	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別

3.避難経路の確保

・旧尻屋小学校、水神の郷への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。  
 ・地区内の危険箇所は現状では対策不要だが、尻屋地区の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

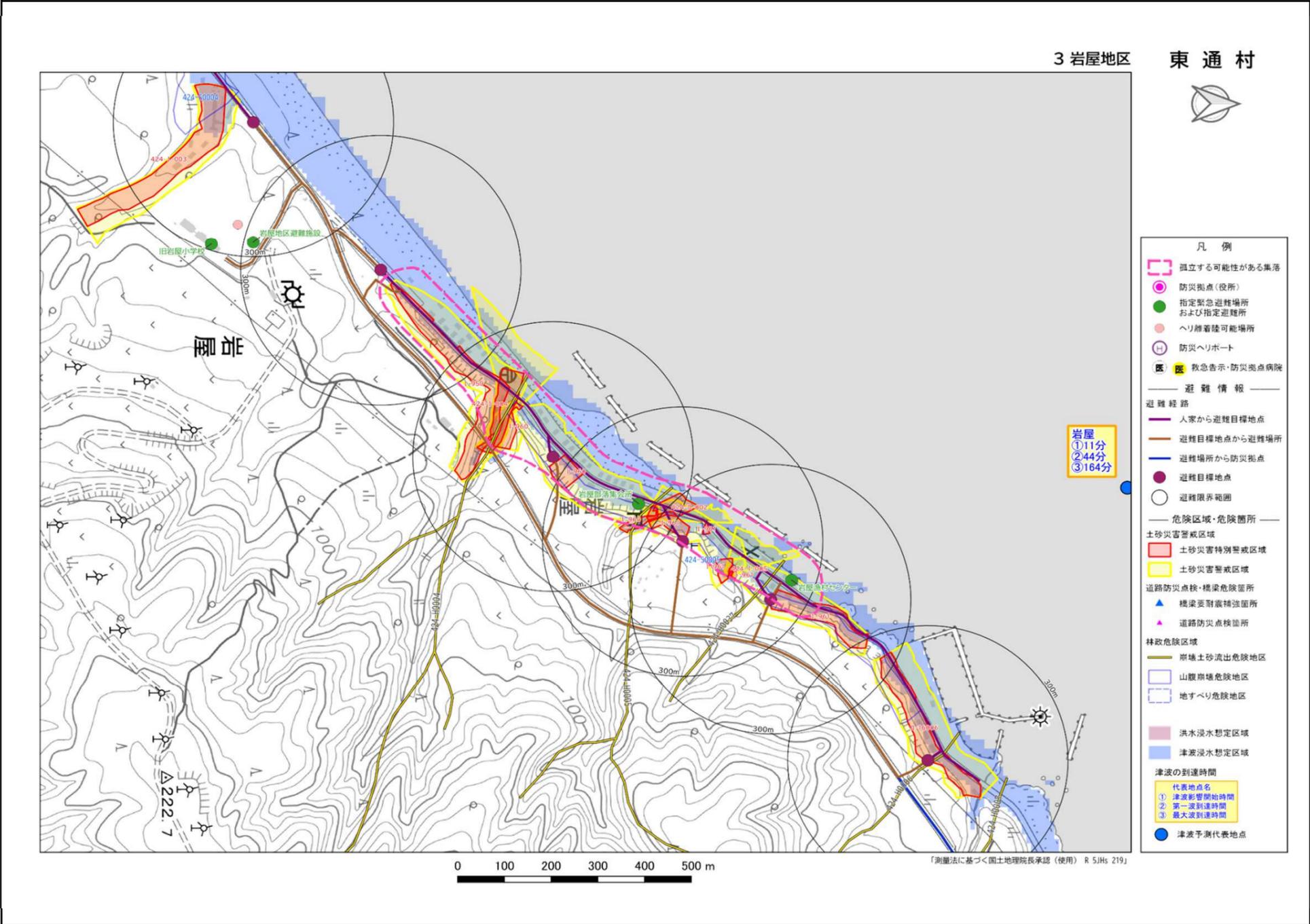
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
②尻屋地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は3箇所。 (危険箇所内に設定されているが現状では対策不要である)	・避難限界範囲は津波影響開始時間の200m、300m、第一波到達時間の400m。(津波影響開始時間が14分から10分、8分から6分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は1箇所指定されており、安全。 (その他の避難場所の検討が必要である)	・新たな浸水区域内及び避難場所の避難経路の再検討が必要である。	・地区内のヘリポート1箇所利用可能。 ・地区にある漁港の利用。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は3箇所。 ・浸水区域外にあるため安全である。	・避難限界範囲は津波影響開始時間150m、300m第一波到達時間300mの2種類で再設定した。 ・第一波到達時間を採用すれば避難限界範囲はカバーできる。	・避難場所は旧尻屋小学校、水神の郷の2箇所に設定した。	・旧尻屋小学校、水神の郷への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・放牧地のヘリポートと尻屋岬港を利用する。	・地区内の危険箇所は現状では対策不要だが、尻屋地区の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

4.物資の輸送手段の確保

・隣接する地区の放牧地はヘリ離着陸可能である。  
 ・尻屋岬港は利用可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ③岩屋地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
岩屋地区避難施設	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
岩屋部落集会所	津波浸水想定区域内	指定避難所
岩屋漁村センター	津波浸水想定区域内	指定避難所

3.避難経路の確保

・岩屋地区避難施設への避難経路上に危険箇所があり、未対策である。  
 ・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
急傾斜地	I-961	県	急傾斜往來3号地区	【未実施】
急傾斜地	I-959	県	急傾斜往來1号地区	【未実施】
		村	避難道整備	【事業完了】

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

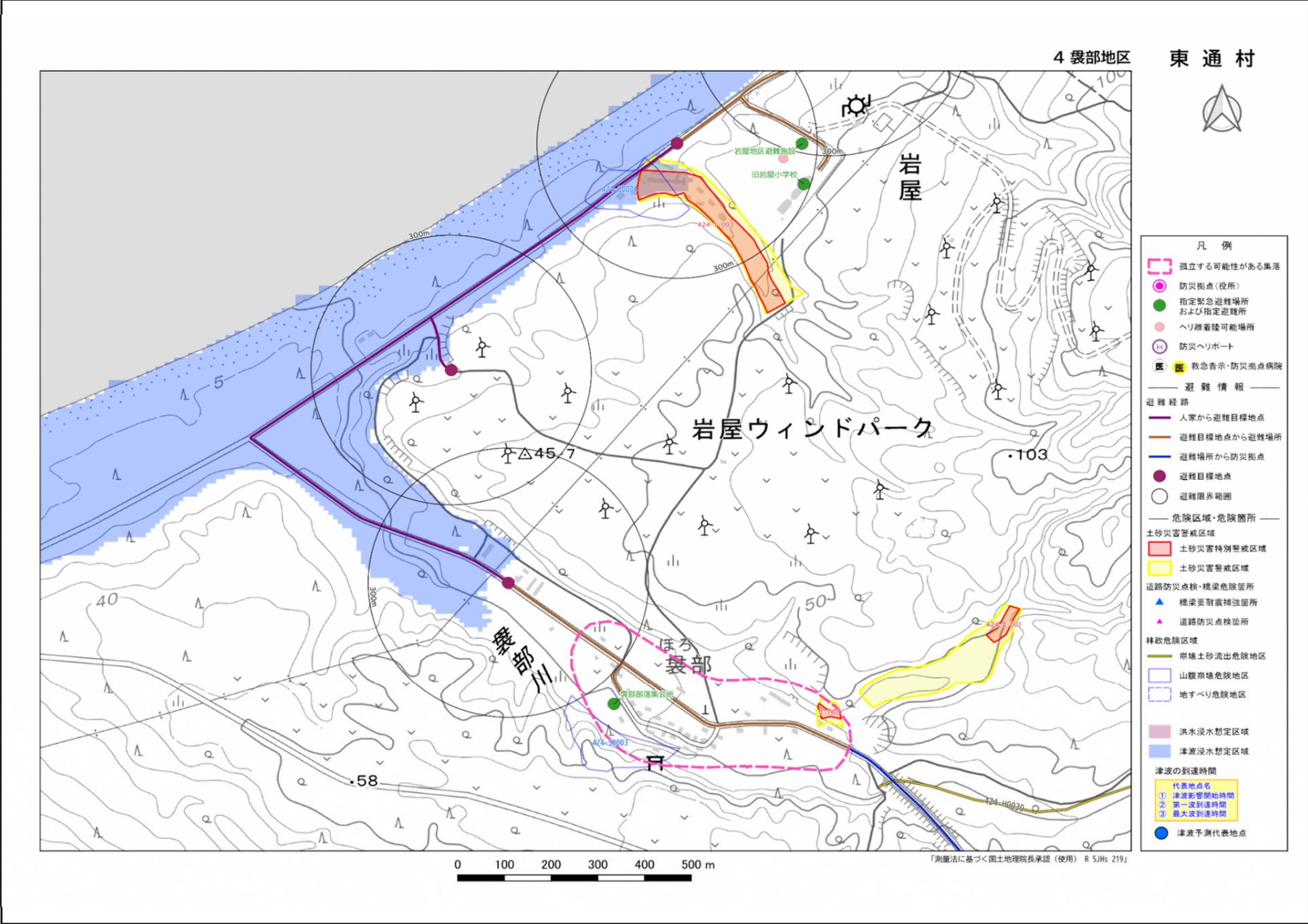
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
③岩屋地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は5箇所。 (1箇所は浸水区域内のため、浸水区域拡大のため再検討が必要)	・避難限界範囲は300m。 (津波影響開始時間が14分から11分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は1箇所指定されており、安全。 (その他の避難場所の検討が必要である)	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内のヘリポート1箇所利用可能。 ・地区にある漁港の利用。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は6箇所。 ・浸水区域内にある目標地点1箇所を移動し、1箇所追加した。	・避難限界範囲は300mで変わらない。	・避難場所は旧岩屋小学校の1箇所に設定した。	・岩屋地区避難施設への避難経路上に危険箇所(急傾斜地 I-961、I-959)があり、未対策である。	・旧岩屋小学校校庭のヘリポートと岩屋漁港を利用する。	・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

4.物資の輸送手段の確保

・旧岩屋小学校校庭はヘリ離着陸可能である。  
 ・岩屋漁港は利用可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ④ 震部地区（孤立集落） 検討結果

1. 地区の検討図面



【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
④震部地区 (孤立集落)	検討前			・避難場所は1箇所指定されており、安全。	・地区内に危険箇所があるため避難経路の再検討が必要である。	・隣接する岩屋地区にヘリポート1箇所利用可能である。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所がなく、安全である。 ・孤立する恐れは解消している。	
	検討後			・避難場所は震部部落集会所の1箇所を設定している。	・震部部落集会所への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・隣接の岩屋地区の旧岩屋小学校校庭のヘリポートを利用する。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所がなく、安全である。 ・孤立する恐れは解消している。	

2. 避難場所の確保

2-1. 利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
震部部落集会所		指定避難所
2-2. 利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
-	-	-
2-3. 利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
-	-	-

3. 避難経路の確保

・震部部落集会所への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。  
 ・役場までのアクセスルート上に、危険箇所がなく安全であり、孤立する恐れは解消している。

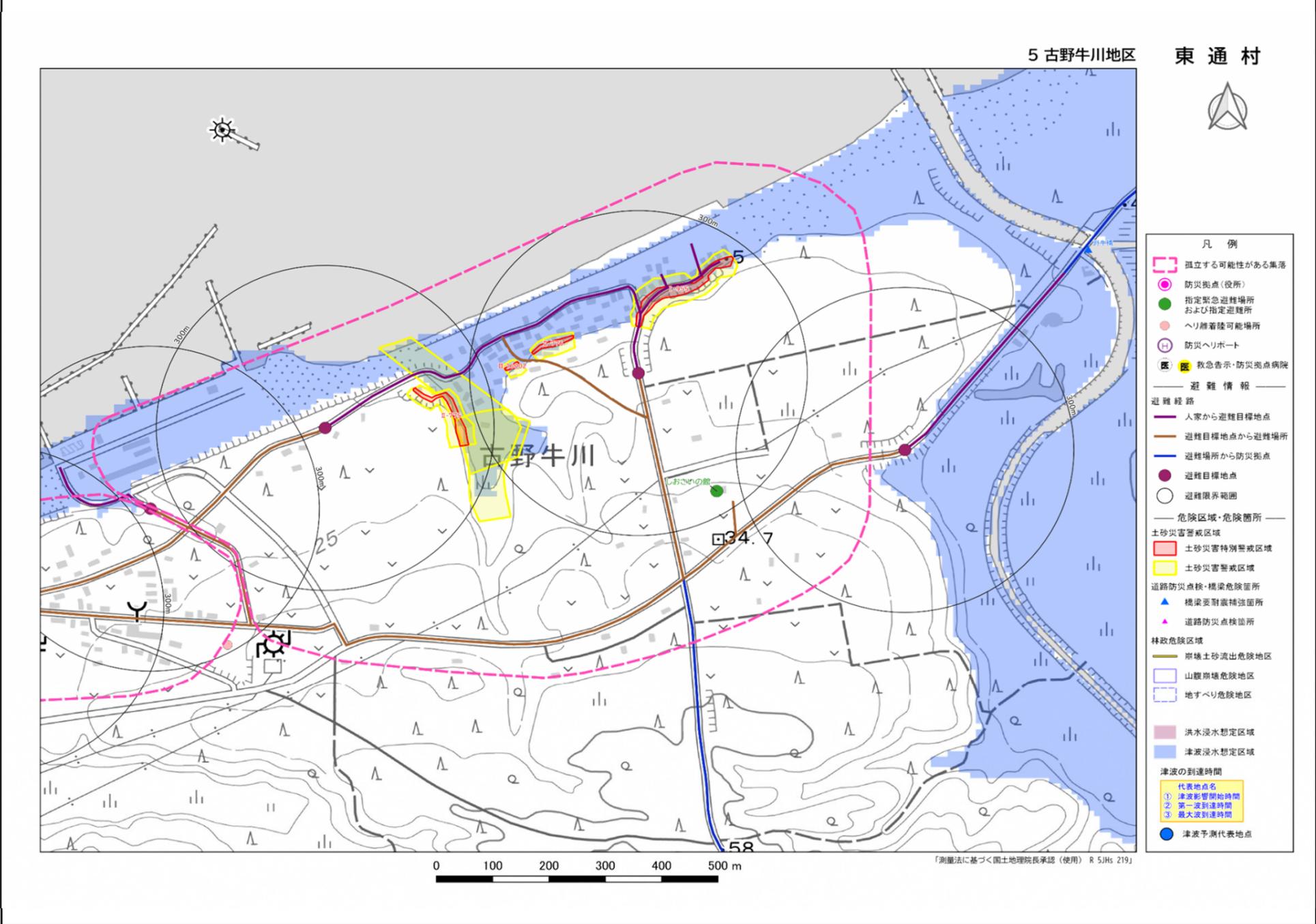
事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
-	-	-	-	-

4. 物資の輸送手段の確保

・隣接する地区の旧岩屋小学校校庭はヘリ離着陸可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑤古野牛川地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
しおさいの館	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別

3.避難経路の確保

・しおさいの館への避難経路上に危険箇所があり、未対策である。  
 ・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
急傾斜地	I -955	県	急傾斜古野牛川1号地区	【未実施】
-	-	村	避難道整備	【事業完了】

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

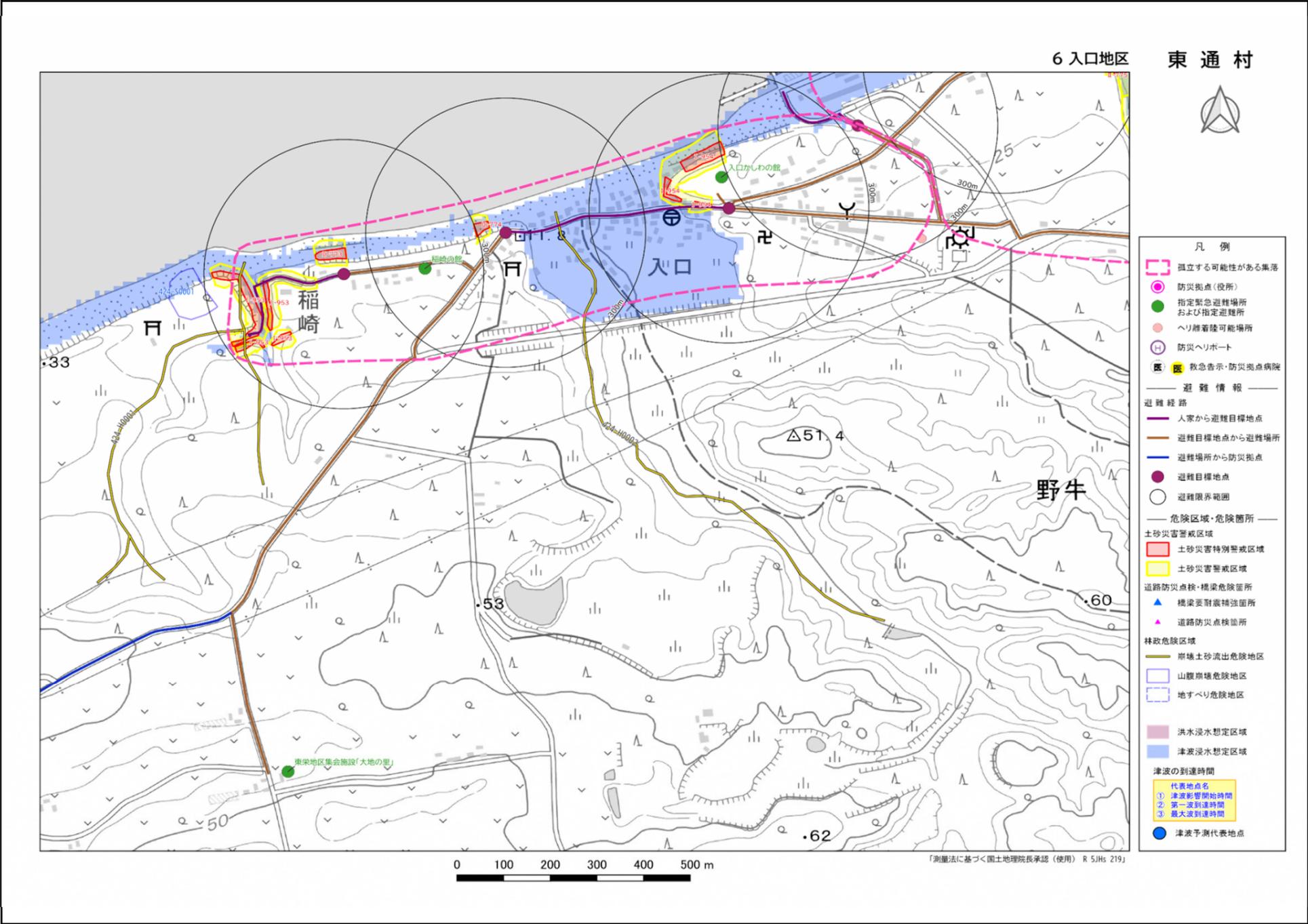
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑤古野牛川地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は3箇所。	・避難限界範囲は300m。 (津波影響開始時間が14分から18分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は1箇所指定されており、安全。 (その他の避難場所の検討が必要である)	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内のヘリポート1箇所利用可能。 ・地区にある漁港の利用。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は3箇所。 ・浸水区域外にあるため安全である。	・避難限界範囲は300mで変わらない。	・避難場所はしおさいの館の1箇所に設定した。	・しおさいの館への避難経路上に危険箇所（急傾斜地 I -955）があり、未対策である。	・隣接する地区の旧入口小学校グラウンドのヘリポートと野牛漁港を利用する。	・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

4.物資の輸送手段の確保

・隣接する地区の旧入口小学校グラウンドはヘリ離着陸可能である。  
 ・野牛漁港は利用可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑥入口地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）

避難所・避難場所名	避難所種別
入口かしの館	指定避難所
稲崎の館	指定避難所
東栄地区集会施設「大地の里」	指定避難所

2-2.利用可能な避難場所（地区外）

避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
-	-	-

2-3.利用不可な避難場所

避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
-	-	-

3.避難経路の確保

・入口かしの館、稲崎の館、東栄地区集会施設「大地の里」への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。  
 ・地区内の危険箇所は現状では対策不要であるが、鹿橋地区の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
-	-	-	-	-

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

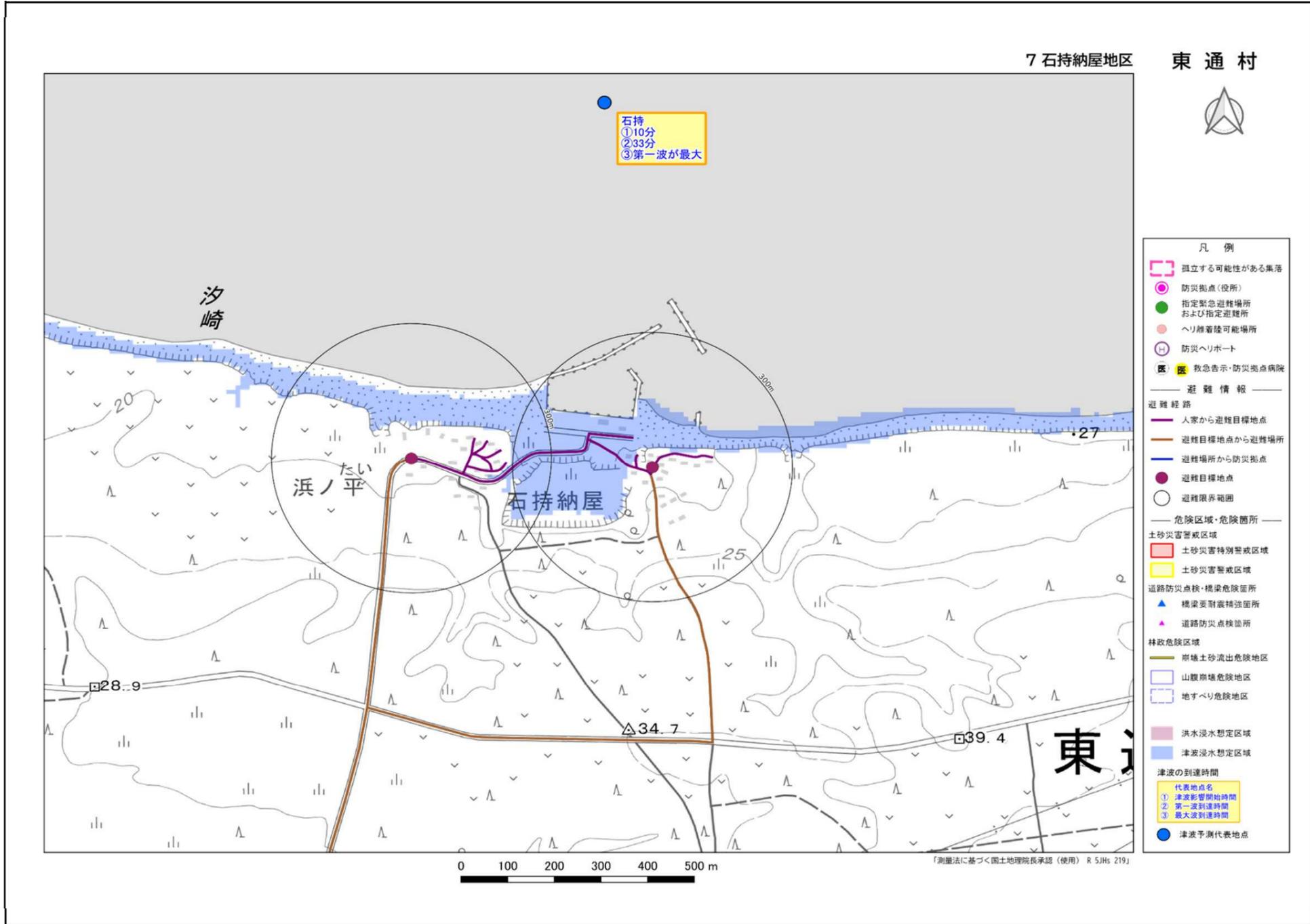
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑥入口地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は4箇所。 (2箇所は浸水区域内のため再検討が必要)	・避難限界範囲は300m。 (津波影響開始時間が14分から18分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は3箇所指定されており、安全。	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内のヘリポート1箇所利用可能。 ・地区にある漁港の利用。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は4箇所。 ・浸水区域内にある目標地点2箇所を移動した。	・避難限界範囲は300mで変わらない。	・避難場所は入口かしの館、稲崎の館、東栄地区集会施設「大地の里」の3箇所に設定した。	・入口かしの館、稲崎の館、東栄地区集会施設「大地の里」への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・旧入口小学校グラウンドのヘリポートと隣接する地区の野牛漁港を利用する。	・地区内の危険箇所は現状では対策不要であるが、鹿橋地区の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

4.物資の輸送手段の確保

・旧入口小学校グラウンドはヘリ離着陸可能である。  
 ・隣接する地区の野牛漁港は利用可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑦石持納屋地区（津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑦石持納屋地区 (津波浸水)	検討前	・避難目標地点は2箇所。	・避難限界範囲は300m。 (津波影響開始時間が14分から10分になるため再検討が必要)	・避難場所は指定されていない。 (隣接地区の避難場所を利用する)	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。			
	検討後	・避難目標地点は2箇所。 ・浸水区域外にあるため安全である。	・避難限界範囲は300mで変わらない。	・避難場所は石持地区の石持納屋地区活力増センターを利用する。	・隣接する地区の石持地区活力増センターへの避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。			

2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
-	-	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
石持地区活力増センター	隣接地区	指定避難所
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
-	-	-

3.避難経路の確保

・隣接する地区の石持地区活力増センターへの避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。

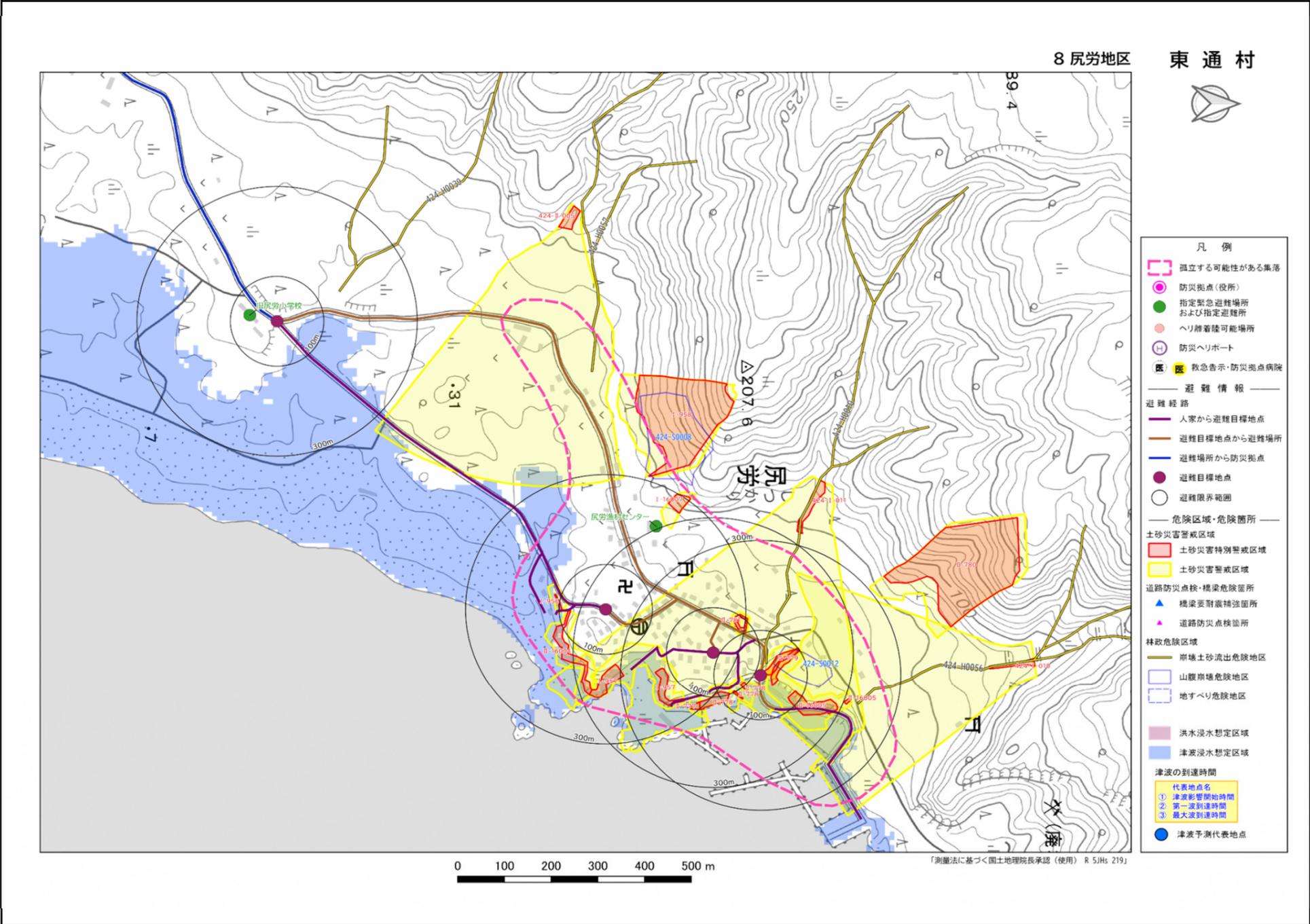
事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
-	-	-	-	-

4.物資の輸送手段の確保

--

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑧尻労地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑧尻労地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は4箇所。 (1箇所は浸水区域内のため再検討が必要)	・避難限界範囲は津波影響開始時間の200m、第一波到達時間の350m。 (津波影響開始時間が7分から5分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は1箇所指定されており、安全。 (その他の避難場所の検討が必要である)	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内にヘリポート利用可能なスペースはない。 ・地区にある漁港の利用。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は4箇所。 ・浸水区域内にある目標地点1箇所を移動した。	・避難限界範囲は津波影響開始時間で100m、第一波到達時間で300mの2種類で再設定した。 ・第一波到達時間を採用すれば避難限界範囲はカバーできる。	・避難場所は尻労漁村センター、旧尻労小学校の2箇所に設定した。	・尻労漁村センター、旧尻労小学校への避難経路上に危険箇所(急傾斜地Ⅱ-781、Ⅱ-16005)があり、未対策である。	・尻労漁港を利用する。	・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所(地区内)		
避難所・避難場所名	避難所種別	
尻労漁村センター	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所(地区外)		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
旧尻労小学校	隣接地区	指定避難所
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別
-	-	-

3.避難経路の確保

・尻労漁村センター、旧尻労小学校への避難経路上に危険箇所があり、未対策である。  
 ・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

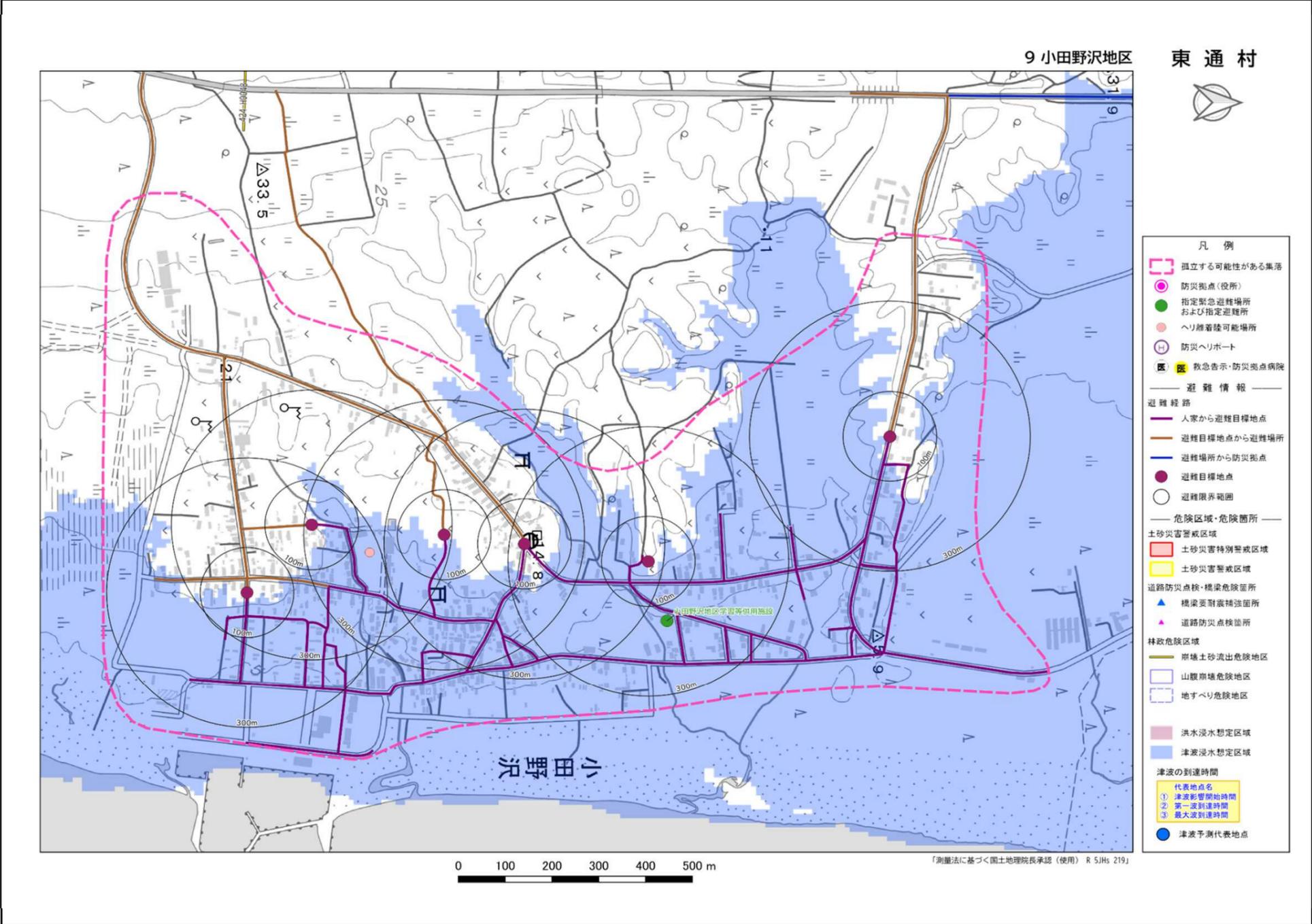
事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
急傾斜地	Ⅱ-781	県	急傾斜天神林2号地区	【未実施】
急傾斜地	Ⅱ-16005	県	急傾斜安部2号地区	【未実施】

4.物資の輸送手段の確保

・地区内にヘリ離着陸可能な場所はない。  
 ・尻労漁港は利用可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑨小田野沢地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
そでやま館	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
東通村体育館	役場周辺	指定避難所
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別

3.避難経路の確保

・役場周辺の東通村体育館への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
		村	避難道整備	【事業完了】

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

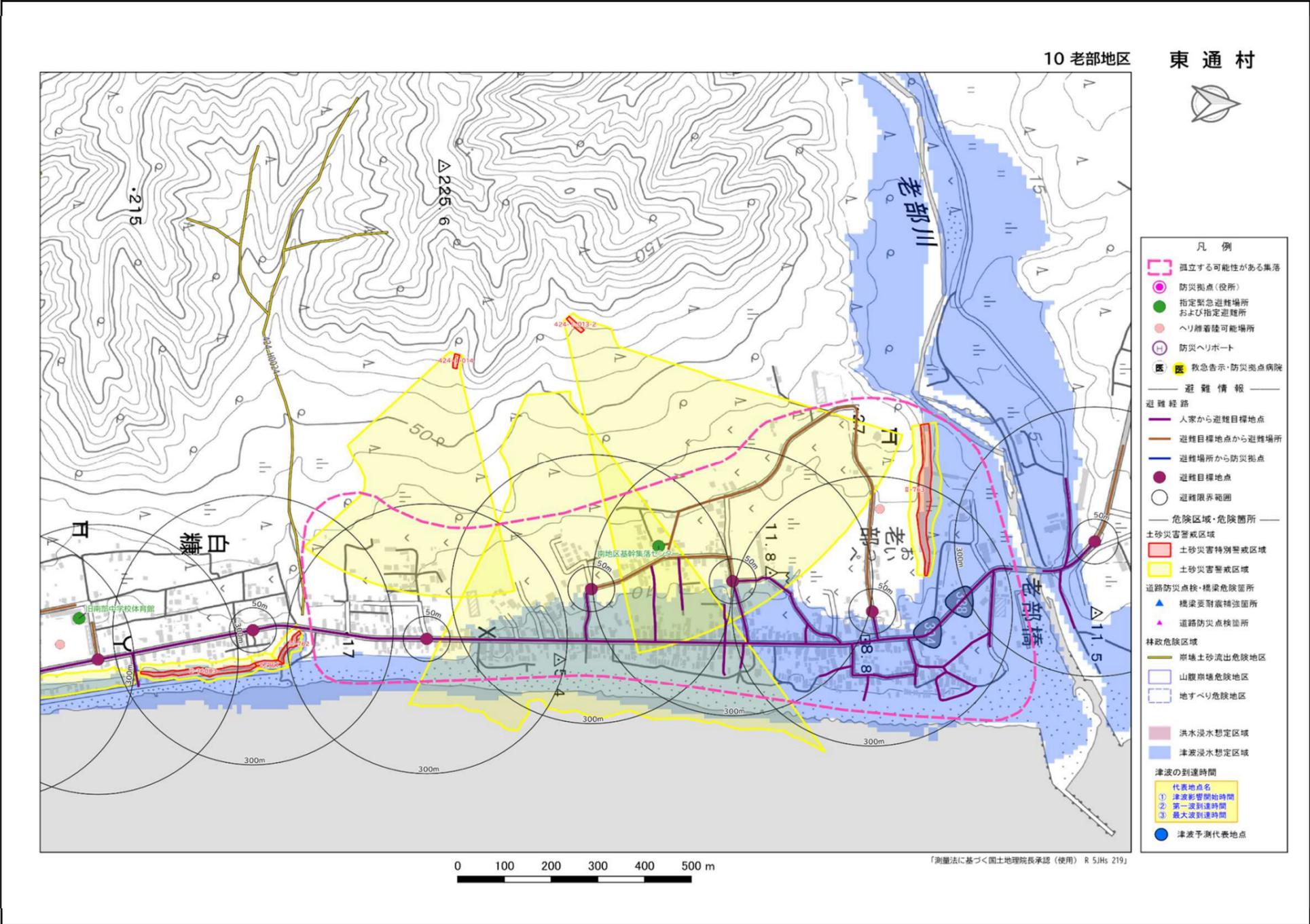
地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑨小田野沢地区（孤立集落・津波浸水）	検討前	・避難目標地点は4箇所。 （3箇所は浸水区域内のため再検討が必要）	・避難限界範囲は津波影響開始時間の200m、第一波到達時間の350m。 （津波影響開始時間が7分から5分に変わるため再検討が必要）	・避難場所は指定されていない。 （避難場所の検討が必要である）	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・孤立する恐れのないが地区内のヘリポート1箇所利用可能。		
	検討後	・避難目標地点は6箇所。 ・浸水区域内にある目標地点3箇所を移動し、2箇所追加した。	・避難限界範囲は津波影響開始時間で100m、第一波到達時間で300mの2種類で再設定した。 ・第一波到達時間を採用すれば避難限界範囲はカバーできる。	・避難場所は役場周辺の東通村体育館へ車両等で移動する必要がある。	・役場周辺の東通村体育館への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・孤立する恐れのないが旧小田野沢小中学校グラウンドのヘリポート利用可能。		

4.物資の輸送手段の確保

・孤立する恐れのないが旧小田野沢小中学校グラウンドはヘリ離着陸可能である。

防災公共推進計画 下北県土整備事務所管内【東通村】 ⑩老部地区（孤立集落・津波浸水想定区域）検討結果

1.地区の検討図面



2.避難場所の確保

2-1.利用可能な避難場所（地区内）		
避難所・避難場所名	避難所種別	
旧南部中学校体育館	指定避難所	
老部ふるさと館	指定避難所	
2-2.利用可能な避難場所（地区外）		
避難所・避難場所名	地区名	避難所種別
2-3.利用不可な避難場所		
避難所・避難場所名	利用不可の理由	避難所種別

3.避難経路の確保

・旧南部中学校体育館への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。  
 ・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。

事業種別	箇所番号	実施主体	事業名(事業箇所)	施策実施状況
		村	避難道整備	【事業完了】

【地区の検討結果】 ※東通村の検討地区内には洪水浸水想定区域はない。

地区名	比較検討	①避難目標地点	②避難限界範囲	③避難場所	④避難経路	⑤物資の輸送手段	⑥孤立解消の方策	⑦孤立の判定
⑩老部地区 (孤立集落・津波浸水)	検討前	・避難目標地点は7箇所。 (1箇所は浸水区域内のため再検討が必要)	・避難限界範囲は津波影響開始時間の200m、第一波到達時間の400m。 (津波影響開始時間が7分から4分に変わるため再検討が必要)	・避難場所は2箇所指定されており、安全。	・新たな浸水区域内の避難経路の再検討が必要である。	・地区内のヘリポート1箇所利用可能。	・役場までのアクセスルート上に、危険箇所が点在している。	孤立する
	検討後	・避難目標地点は7箇所。 ・浸水区域内にある目標地点1箇所を移動した。	・避難限界範囲は津波影響開始時間で50m、第一波到達時間で300mの2種類で再設定した。 ・第一波到達時間を採用すれば避難限界範囲はカバーできる。	・避難場所は旧南部中学校体育館の2箇所に設定した。	・旧南部中学校体育館への避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要である。	・空地のヘリポートを利用する。	・地区内の危険箇所の対策が完了後、孤立する恐れは解消する。	孤立する

4.物資の輸送手段の確保

・地区内の空地はヘリ離着陸可能である。